30年以上	31年未満	330,600
31年以上	32年未満	331,700
32年以上	33年未満	333,400
33年以上	34年未満	334,000
34年以上	35年未満	334,400
35年以上	37年未満	336,200
37年以上		337,500

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十九年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。

○文部科学省令第十号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十八号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　文部科学大臣　林　芳正

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条第一項第一号及び第二項第一号関係）

経験年数		月額
		円
18年未満		374,300
18年以上	19年未満	381,300
19年以上	20年未満	388,100
20年以上	21年未満	393,900
21年以上	22年未満	399,900
22年以上	23年未満	404,600
23年以上	24年未満	410,100
24年以上	25年未満	415,600
25年以上	26年未満	420,300
26年以上	27年未満	425,100
27年以上	28年未満	430,200
28年以上	29年未満	435,200
29年以上	30年未満	442,800
30年以上	31年未満	444,900
31年以上		448,000

別表第二（第二条第一項第二号及び第二項第二号関係）

経験年数		月額
		円
8年未満		280,300
8年以上	9年未満	291,300
9年以上	10年未満	297,700
10年以上	11年未満	308,900
11年以上	12年未満	319,000
12年以上	13年未満	330,700
13年以上	14年未満	339,100
14年以上	15年未満	347,200
15年以上	16年未満	355,200
16年以上	17年未満	362,400
17年以上	18年未満	369,000
18年以上	19年未満	375,500
19年以上	20年未満	381,500
20年以上	21年未満	386,800
21年以上	22年未満	392,000
22年以上	23年未満	396,100
23年以上	24年未満	401,400
24年以上	25年未満	405,500
25年以上	26年未満	410,600
26年以上	27年未満	414,000
27年以上	28年未満	416,500
28年以上	29年未満	418,600
29年以上	30年未満	420,100
30年以上	31年未満	425,000
31年以上	32年未満	425,100
32年以上	33年未満	427,200
33年以上	34年未満	428,300
34年以上		430,200

別表第三（第二条第一項第三号及び第二項第三号並びに第三条第一項第一号、第二項第一号及び第三項関係）

経験年数		月額
		円
8年未満		265,300
8年以上	9年未満	275,500
9年以上	10年未満	281,500
10年以上	11年未満	292,200
11年以上	12年未満	302,400
12年以上	13年未満	314,100